

## 「子育て支援」政策の問題性

—— 育児期の女性にとっての意味 ——

村 田 晶 子

### 1. 子育て支援施策とは何か＝少子化対策・人口管理政策

#### (1) 問題構成

1990年6月、厚生省は、前年の合計特殊出生率が、1,57であったことを発表した。

「1,57ショック」とまで呼ばれるほどに衝撃を与え、出生率の回復を図る施策の必要性が政府、財界から打ち出された。これに対して、社会保障論、社会福祉、フェミニズム等多様な立場から賛否両論出された。そのような議論の中であって、山田昌弘は、「社会的リスクから人々を守り、階層格差の拡大を防ぎ人々に希望を与えることが、近代民主主義国家が安定的に存在するために不可欠である」<sup>(1)</sup> という理由から、子育て支援政策には正当性があるとして、私事性への介入や出産奨励策であることという批判に反論する。国家の安定のために子育て支援策があるという見解は、ある意味で正直で本質を表している。だから、正当だということと問題だとするのは国家観や人権意識の大きな食い違いから生ずるのだろう。それにしても、子育ては「リスク」であり、「負担」であるが不可欠だという認識に見える子ども観のなんと貧しいことか。生まれた子どもたちがその誕生を喜ばれ、人間らしい成長と生活を保証されることは基本的人権である。その侵害の問題ととらえることなく、子どもを「障害物視」するまなざしで子育て支援政策は加速していく。

一方、人口政策への批判、女性蔑視批判、子育ては親の責任であり、国の責任ではないという政策化の基本的立場そのものへの批判がなされてきた。

垣内国光は、国の人口管理政策である「エンゼル・プラン」の問題性を①消費市場の縮小、②社会保障負担の増大、③労働力の減少という「産業の危機」「政府財界の危機」「日本資本主義の危機」の表明であり、「子どもを人的資源としてみたてる“子ども資源論”である」と指摘する。さらに、施策の展開の方向は、「国民の『意識改革』」、意識醸成におかれ、本来の国の責任は問わないことも問題であると指摘する。そして、「子どもの権利条約」において、「あくまでも子どもの発達を保障するという立場から、子どもが家庭的環境で育てられる権利があるのであり、それゆえ、親の第一義的な養育責任が示されていると理解できる。したがって、それは、親に養育の独占的道義的責任があるというより、国の家庭への干渉を排除しながら、家庭の養育責任を果

たせるよう国に養育援助を義務づけたもの」であることをふまえて、①結婚の自由、子どもを産む産まない自由の保障、②産む自由を保障する政策、③育児休業保障制度、保育制度、児童手当制度、乳幼児保健医療制度の確立を基盤にすえた育児支援をすべきだという。<sup>(2)</sup>

同様に浅井春夫は、少子化社会対策基本法（2003年）など近年の子育て支援政策をとらえて、①子育て事業が民間企業への全面開放に位置づけられていること、②住民参加が形式的なものに限定される一方責任は社会全体にという「公的責任」の再定義が行われている、③公的責任の国から地方への委譲、④子どもの発達・成長をはぐくみ、親の安心を保障する施策としての理念的バックボーンの問題、⑤立法内容が国民の権利規定ではなく、責務の規定になっていることを指摘する。<sup>(3)</sup>

しかし、こうした指摘は、「子育て支援」の官民上げての大合唱にかき消えかねない状況である。また、批判の論点は、子どもを「人的資源」と見ることへの批判、保育政策の貧困や後退に向けられている。それらは重要な指摘である。現実には起きているさまざまな問題への解決策も講じられなければならないことは間違いない。が、この政策の延長上での修正で問題は本当に解決すると言えるのであろう。より本質的な解決の道を求めるべきなのではないだろうか。子どもの問題について言えば、すでに、1947年児童福祉法制定当初から保育所を親の就労にかかわりなく、また、子どもの成長を保障する場へと質的財政的な裏づけをもって展開させることによって越えられる道をすでに明らかに持っている。<sup>(4)</sup>

では、成人の女性としての母親の問題、母と子の関係の問題はどうだろうか。「子育て支援」政策は、1990年代以降の少子・高齢化の進行の中で、子育てのさまざまな悩みや苦労を理解し、育児期の親たちを支えることを意図した政策のような言説として使われている。当初、人口政策として打ち出されたこの言葉は、その後、研究者、NPO関係者、マスコミなど官民あげて使われ、それは、保育や社会政策、保健・医療、さまざまな領域で使われている。その中で、育児期の女性が最も深刻な疎外状況におかれているのではないか。育児期の母親たちにとって望ましい展開といえるのだろうか。答えは否である。保育問題の解消や「育児ストレス」の解消の形をとりながら、そこには育児期の女性のとらえ方の問題があるからである。

「子育て支援」=この言葉の意味、展開されている中で、とりわけ育児期の女性に向けられているまなざしを正確に認識し、問題性を見抜き、本来あるべき施策に向けての課題を導くことが本論の目的である。

そこで、まず、1. として、「子育て支援」がどのような経緯で使われてきたのか。その意味するところは何か明らかにする。これは主に政府、厚生労働省、文部科学省を中心として行われている施策の展開を追っていくこととする。そして、2. として、地域子育て支援センターや公民館を拠点として事業化されている子育て支援策や家庭教育施策の展開を検討し、そこでの育児期の女性の位置づけを中心としてとらえていく。

## (2) 施策の展開と問題

ではまず、「子育て支援」が意味することを明確にするために、施策の展開とその問題性をみていく。

1989年 合計特殊出生率が、丙午の年の1,58を割り、1,57になった。その社会的影響を表現して「1.57ショック」といわれた。

1990年1月 厚生省「これからの家庭と子育てに関する懇談会」報告書

1991年1月 政府 「健やかに子供を産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議とりまとめ」

5月 育児休業法成立。

1994年 政府「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(文部・厚生・労働・建設4大臣合意、「エンゼルプラン」)

12月 「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策5ヵ年事業)  
この年、日本政府は児童の権利に関する条約を批准。また、国際人口・開発会議がカイロで開かれ、「リプロダクティブ・ヘルス・アンド・ライツ」がテーマになる。

1995年6月 育児介護休業法成立。

この年、日本政府はILO156号条約(家族的責任平等条約)を批准。

1997年 児童福祉法改正

人口問題審議会「少子化に関する基本的な考え方について」

1998年 厚生白書(平成10年度版)「少子化を考える一子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を一」

4月 文部科学省 家庭教育支援室設置。

6月 中央教育審議会「幼児期からの心の教育の在り方について」答申で、家庭教育力の低下を指摘。

文部科学省は「家庭教育手帳、家庭教育ノート、家庭教育ビデオ」、「子育てサポーター」「子育て支援ネットワーク」「家庭教育二四時間電話相談に関する調査研究」などに取り組む。

1999年6月 「男女共同参画社会基本法」

12月 「少子化対策推進関係閣僚会議」一「少子化対策推進基本方針」決定。それにもとづき、政府「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治6大臣合意、「新エンゼルプラン」)

このプランの策定の趣旨は「少子化対策推進基本方針」において、重点的に実施すべき対策の具体的実施計画を取りまとめることとされたことから、このプランが策定された。施策の目標には、「保育サービス等の子育て支援サービスの充実」

「仕事と子育ての両立のための環境整備」「固定的な性別役割分業の企業風土の是正」「母子保健体制の整備」「地域で子どもを育てる環境の整備」「子どもがのびのび育つ教育環境の整備」などをあげている。

この年、少子化対策臨時特例交付金（交付金総額2000億円）

2000年 4月 中央教育審議会報告「少子化と教育」

生涯学習審議会社会教育分科審議会「家庭の教育力の充実のための社会教育行政の体制整備について」

12月 教育改革国民会議最終報告「教育を変える17の提案」

2001年 文部科学省「21世紀教育新生プラン」

6月 社会教育法の一部改正が行われ、戦後初めて「家庭教育」の文言が入る。

文部科学省施策「子育て学習全国展開」「子育て支援ネットワークの充実」「家庭教育手帳・家庭教育ノートの作成・配布」「子育てサークル交流支援事業」「家庭教育二四時間電話相談に関する調査研究」「家庭教育の活性化支援等に関する特別研究」「家庭教育アドバイザー」、文部科学省・厚生労働省施策「家庭教育講座（妊娠期）」「子育て講座（就学児検診時等）、文部科学・法務・厚生労働省・警察庁施策「思春期子育て講座」開設。

ここで、戦後初めて社会教育法に「家庭教育」を盛り込んでいく動きは、教育改革の一環のものであり、女性の動員、人間性を含めた総動員体制の編成の問題であると言える。私事への介入の道を開くことにつながるこの法改正は、立法主旨（社会教育の自由）からの大きな後退であるといわざるを得ない。

2002年 7月 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会「『社会の宝』として子どもを育てよう！（報告）」そのリードの文章には、「子育ては、親だけが担うことだと思っ  
ていませんか？／そうではありません。／子どもを育てることは未来の日本を支える人材を育てることです。／社会の一人一人、みんなが主役なのです。／子どもの成長を社会全体で支え喜び合いましょう。」とある。

教育改革国民会議の報告などでは、子育ての家庭責任論が強調されるが、ここに至って、子どもは「社会の宝」「子どもを育てることは未来の日本を支える人材を育てること」という人的資源論の言説がはっきり出される。そして、家庭、学校、地域、職場、行政の一体となった取り組みや子育てネットワーク形成の推進が求められる。

2002年 9月 「少子化対策プラスワン—少子化対策の一層の充実に関する提案」

2003年 7月 「次世代育成支援対策推進法」（公布・施行）

基本理念を「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育て

での意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」(第三条)と定めて親の子育ての責任が強調され、国や地方公共団体の努力義務が規定されたのに対して、第六条においては「国民の責務」が規定される。

これは、2003年7月の第156回国会に児童福祉法の一部改正案とともに提出され、成立した。これは、エンゼルプランや新エンゼルプラン、さらには、2002年「少子化対策プラスワン—少子化対策の一層の充実に関する提案」等を取りまとめたものの、「個々の地方自治体や企業における総合的な取り組みを促進するための枠組みの整備」<sup>(5)</sup>の必要性から制定され、2005年度からの時限立法である。ここには、親の権利保障ではなく、子育て責任が強調されている。このようなかたちで家庭やその他の場に国家や法が求める「子育ての意義」とは何か。「子育てに伴う喜び」とは法に規定される問題か。繰り返し「人口政策ではない」、「子どもを産む産まないは自由」といって、子どもは「我が国の将来を担う次世代」<sup>(6)</sup>であるという子ども観が示される時、その本質は労働力、人的資源としての子どもの人口増加策であり、それへの総動員体制の強化と言える。

2003年7月 「少子化社会対策基本法」(7月公布、9月施行)

前文で、「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一步を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。」と少子化対策・子育て支援の緊急性が提示される。

そして、「国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」と定めて、国、地方公共団体、事業主、そして、国民の責務が規定される。

この法律は、「急速に進む少子化に対して、総合的な対策を進めるための基本理念を法制化したもの」<sup>(7)</sup>であるという。次世代育成支援対策推進法と前後して第156回国会を通過した。

子どもを産む産まないの自由の問題は、「もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが」(前文)と条文にあるが、この法律の制定過程において議論が重ねられたとはいえ、それを担保する女性の自己決定権の尊重は、進歩するどころか後退を余儀なくされている状況である。まして、「国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てること

ができる社会の実現に資するよう努めるものとする」(第六条)と国民の責務が定められて、「総動員体制」がつけられている。浅井は、「少子化対策の権利抜きの理念法であり、国民への意識付け・協力要請法としての意味合いが強い法律」<sup>(8)</sup>と指摘する。「子どもがひとしく心身ともに健やかに育つ社会」(前文)をつくることは、日本国憲法、児童福祉法、教育基本法にすでにうたわれる基本的人権保障の理念である。山積する現実の問題の構造的分析を欠いて、「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備すること」(第二条)といっても、心がけや気の持ちようでは解決する問題ではない。

2003年3月 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」

2004年3月 家庭教育支援における行政と子育て支援団体との連携についての調査研究委員会「家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について」(報告)

なぜ、ここに至って行政と子育て支援団体の連携を問うのか。その問い自体が社会教育行政のあり方を考える上で問題である。本来、社会教育法において、社会教育関係団体と行政は、「求めに応じて」「いかなる方法によっても不当に統制的支配を及ぼし、また、その事業に干渉を加えてはならない」とされてきた。しかるに、2002年7月今後の家庭教育支援の充実についての懇談会『『社会の宝』として子どもを育てよう！(報告)』では、「家庭教育支援については、行政の取組だけでは限界があり、(中略)市民一人一人の活動、子育てネットワーク、サークル等の主体的な活動を基盤として、その連携の下に共同して取り組んでいくことが不可欠」であり、「地域の親を中心とする子育て関係者から構成される子育てネットワークが市町村単位できていくことが家庭教育支援の受け皿となっていくと考えられる」としている。また、この「家庭教育支援のための行政と子育て支援団体との連携の促進について」(報告)では、「すべての親を対象とする家庭教育支援を目指す上で、子育て支援団体は、一般論として次の点で行政の取組を補完し、大きな役割を果たすことが期待される」という位置づけがされている。

「主体性」「当事者性」という表現の一方で、行政の役割を曖昧にする「共同性」や、さらには、「子育て支援団体は家庭教育支援の地域の重要な担い手」「行政の補完」「受け皿」として市民の団体が組織されることを推進される時、大変大きな問題があるといわざるを得ない。「ネットワーク」などという名づけ方で新しさを装いながら、1930年「家庭教育振興に関する訓令」の中で大日本連合婦人会が組織されていた構図と酷似していることを繰り返し想起しなければならない。<sup>(9)</sup>

2004年6月 少子化社会対策会議「少子化社会対策大綱」

さまざまな方策にもかかわらず出生率の低下に歯止めがかからない現状に対し、「少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する」ことを目的として定められ、「国、地方公共団体、職域、地域、家庭、個人など社会を構成するすべての

主体が、それぞれの責任と役割を自覚し、自主的かつ積極的な取組を進めていく必要がある」という。

1990年代以降の厚生労働省、文部科学省を中心とする子育て支援、少子化対策政策の動向を追い、その問題点に言及してきた。そこには、伝統回帰、自由主義路線の保育、虐待への現場の対応などいろいろな動機を背景として、保育施策が出されている。働く女性のための待機児解消論や「多様な保育サービス論」を皮切りにした保育政策、専業主婦の育児ストレス解消策、父親の家庭回帰策、近年は従来の保育論から導かれた筋道とは全く異なる経済的な必要から幼保一元化までも出されている。現象的に表れている問題に対応しているかに見えるが、改めて「保育」とは何か、国の公的責任の問題をどう考えるかをしっかりと問わなければならない。また、今日では、この人口施策は母子保健、不妊治療、生殖テクノロジーなどさまざま領域へ拡大している。『厚生白書（平成10年度版）「少子化を考える—子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を—』以来、「子育ては親の第一義的責任」と私事性論は責任論となり、「困難さや苦しさ」ではなく「夢や希望」を持つべきことが国家に求められる。「なぜ、子どもを産むか産まないか」、「子どもとはどういう存在か」は親自らが問い、考える問題であって、国家に「夢」「希望」「喜び」などといわれる問題ではないはずである。

さらに、市民の学習の権利や基本的人権がなし崩しに侵害され、女性を心身ともに動員する体制ができつつある現実を直視して、その危険性を自覚しなければならない。

## 2. 施策が育児期の女性に持つ意味

### (1) 地域子育てセンターの取り組み

現場で行われていることを見れば、その内部での誠実な努力もあり一見意味のあるように思われることも少なくない。だが、そこでは育児期の女性をどう見ているのか、この点での検討を、地域子育て支援センターの取り組みから考えてみよう。

子育て支援は、働くことと子産み、子育ての両立をまず考えたので、保育政策が先行したが、その後対応策は孤立した子育ての中で不安感やストレスをかかえた専業主婦の問題にシフトした。従来「幼い子どもは家庭で母親が養育に当たるのが当然であり、それが母親の幸福なのだ」としてきた社会通念からすれば、問題になりにくい事柄であったが、そこでの子育ての破綻を前に俎上に載せざるを得なくなったのである。

しかし、その取り組みはいかなる状況か。ここでは、先進的に取り組まれたと評価される<武蔵野市立0123吉祥寺>の取り組みを母親親に焦点化してみよう。この施設は、武蔵野市吉祥寺に1993年11月に開所した。保育所や幼稚園などの施策の及ばない未就園の子どもたちとその親を対象として開かれたことから命名された。この構想のきっかけになった「巴幼稚園跡地利

用構想策定委員会」は、心理学者の柏木恵子（委員長）をはじめ、小児科医、幼稚園長、社会学者などで構成された。この施設建設は「家庭教育は私事だ、乳幼児を育てることは家庭、親の責任だ、行政が立ち入ることはない、すべきでないなど、とってすまされなくなった状況を直視し、それに対する具体策としての決定」<sup>(10)</sup>であったという。そこでは、子どもたちの親がおかれている状況や心理が問題にされ、①子どもたちが自由に遊べる場、②親どうしの交流・学習の場、③子育てについてのさまざまな相談に応ずる場、④子育てに関するさまざまな情報提供の場を備えるものとして作られた。

繰り返しになるが、児童福祉法制定当時の厚生省児童局見解を想起するとき、真に子どもの成長・発達を考えるならば、なぜ、集団保育、親の就労、学習、社会的活動を実現する機関として、親の就労と関係なく入所できる保育所を実現しようということにならないのであろうか。

また、性別役割分業観に根ざして母親の子育て責任を論じたりすることの問題性はいうまでもないが、母親の育児不安などの問題状況に対応することと、家庭の私事性を否定したり、国家の家庭への介入の問題は別の次元の問題である。

そこには、「挑戦」といって、実態は母親と子どもはセットでとらえられ、一方、母親の学習とは、子どもの問題と離れたところに設定されたり、育児情報レベルにおかれている。

こうした母親を低く見るまなざしは特殊ではない。次の例にも共通する。

厚生省では、1999年3月、小冊子『それでいいよだいじょうぶ 子どもとの暮らしを応援する本』を600万部作成、乳幼児を持つ親に配布した。この冊子は、乳幼児を持つ保護者の悩みに応じ、保護者を勇気づけ、自信を持って子育てにあたれるよう支援する意図のもと作成されたものであるが、絵本のような体裁と語り口になっている。

育児期の母親たちがおかれている状況や感じていることばにはなりにくい悩みや違和感に対して「そのままいい」となだめられ、社会的にとらえる視点や当事者が持つべき視点を提示し、獲得していく教育・学習ではなく、心の持ちようの問題にされている。しかも、親は成人であるが、「絵本のような体裁」とは、母親を、「幼児扱い、幼児並み、幼児程度」ととらえていてのことだろうか。

なぜ、こうした母親像になるのか。「母性神話批判」「発達心理学の知見」がこれらの施策の背後に提示されるがそこには成人の女性として母親をとらえる視点の欠落が見える。

大日向雅美は、早くから「母性愛神話」について研究してきた一人であり、近年は、厚生労働省、文部科学省の少子化対策、子育て支援関係の審議会委員を多く務めている。<sup>(11)</sup>氏は、「母性神話からの解放」を次のように述べている。

「何よりも母親の弱さを率直に認める必要性を訴えることにありました。子育てのつらさを切々と語り、ためらいながらも愚痴をいわざるを得なかった当時の母親は、慈母にはほど遠い姿でしたが、しかし、私はそうした母親の弱さに、より人間的なものを感じました。子育ての負担に苦



しむことも人間としての当然の弱さなのです。ですから母親自身がまず自身の弱さ、至らなさを率直に認めることが必要だと思います。そうした姿勢を持てば、自分の苛立ちを少しでも減らそうとして、生活環境の改善を真摯に考えるとともに、自分が完全ではないからこそ他者の援助を謙虚に求めようとする姿勢をもつことができるのではないかと思います。また何よりも周囲がそうした母親の弱さ、不完全さを認めて、支援の手を差し伸べるのが大切です。そうして母親一人が担う子育てから脱して、多くの人が、それぞれの立場で子どもの健やかな成長に心を配るようになり、子育てに参加するようになることが、母性神話からの解放という意味であり、私が真に意図したところでした。」<sup>(12)</sup>

「母親自身が弱さ、至らなさを認める」という問題のとらえ方、人間のとらえ方はどうなのか。育児の困難さは母親の力不足や気持ちの問題に解消され、事実に基づく現状分析が欠落している。母親自身が子育ての力を獲得する＝人間関係の中で生き、学ぶこと＝その形成の主体から疎外されていくことになるのではないか。そこから「他者の援助を求める謙虚さ」と「周囲が母親の弱さ、不完全さを認めて支援の手を差し伸べる」という関係のとらえ方に立って施策が講じられている。ここから何が生まれるのだろうか。

施策は盛んに「深刻に悩まなくていい」、「気軽に」を繰り返す。育児期の女性のとらえ方、保育や教育の公共的な課題を見据えた上での人間像としては大変問題があるのではないか。

また、武蔵野市<0123>に関わった心理学者の柏木恵子も同様な立論をしている。『子育て支援を考える 変わる家族の時代に』<sup>(13)</sup>のなかで、発達心理学の成果をもとに、柏木は、子育て支援の理論的根拠と方法を次のように述べる。

「子育て支援は少子化の歯止めとしてのものではありません。母親が子育てし父親は外で働き稼ぐという性別役割分業が破綻し、それに代わる子育てとして、子どもの発達にとって重要な多様な人との交流を用意するために、性によらず血縁によらない子育ての心と力を最大限に活かす保育が必要なのだ、ということなのです。『母親絶対』の子育てから、多くの人びとによる子育て（複数保育）への転換です。またこれは親自身の発達にもつながっているのです。親は子どもを育てるだけでなく、親自身も育ち成長しつづけることを前提とし、大人の発達が保障されることも、子育て支援の重要な課題です。」<sup>(14)</sup> 子育て支援の対象は、母親そのものであり、支援の対象は「育児からの解放」にあるという。「母親が孤立し自分の世界をもてないでいる状況、母親が一人の女性として生きたいという人間として当たり前の願いが充たされない状況を救うこと」<sup>(15)</sup>である。そして、子育て支援策の中では顧みられていないが、「母親の（監視、過保護的な）子育てから子どもを解放すること」<sup>(16)</sup>これが重要だというのである。こうした考え方にたって、武蔵野市<0123>は運営されているということになる。子育てをするものが学習することは大切なことである。しかし、その内容は子どもと切り離されての社会参加による自己実現の問題なのか。仕事をすると否とにかかわらず母親と子どもの関係は続く。必要なのは、母親と子

どもとの関係の質的な転換とそれを実現する正当なシステムや学習である。

「子育て支援の対象である母親自身の、個人としての発達の保障は、今後も模索され続けていく課題」であるという<sup>(17)</sup>ものの、問題解決の当事者ではなく、あくまで対象であり、客体であり、子育てには相応しくない存在であるということである。これでは、母親は人格を持った存在とは認められていない、まるで、子どもを育てる機械か道具、器か環境のようである。この考えの下に、〈武蔵野0123〉が作られ、多くの共感と関心を得ていることを問題にしなければならない。

## (2) 今日の教育改革における家庭教育施策の展開

少子化対策としての子育て支援策は、社会教育、公民館事業にも位置付けられている。

2003年度『我が国の文教施策』の「生涯学習社会の実現へ」(第2部第1章)の項で、家庭教育施策の展開は次のように述べられている。

- 家庭教育の支援については、関係省庁と連携しながら、家庭教育に関する学習機会や「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」などの情報の提供や相談体制の整備など地域で子育てを支援する体制の整備に取り組んでいる。
- また、子どもたちのかかわる重大な事件が続発していることを踏まえ、「地域で子どもの居場所づくりを進めるためのキャンペーン」を展開することとし、「子どもの居場所づくり推進室」を設置し、キャンペーンの企画立案、地方公共団体や関係団体との連絡調整などを行っている。
- さらに、男女共同参画社会の形成に向け、学習活動の充実などを推進している。また、急速に進行している少子化への対応として、15年3月に取りまとめられた「次世代育成支援に関する当面の取組方針」や7月に成立した「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」などを踏まえ、施策の推進に取り組んでいる。

家庭教育の支援施策のための予算額としては、平成16年度予算額が、1,427百万円(平成15年度予算額:1,430百万円)である。その内訳は、〈実行委員会への委託事業〉として、(1)家庭教育支援総合推進事業(新規)1,083百万円(すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成、親等に対する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供等を推進する)。それは、子育てサポーターの資質向上を図るリーダー養成等(全国272地域×2人=544人)、家庭教育推進事業の実施:多様な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供、父親の家庭教育参加を考える集いの実施。(2)全国家庭教育フォーラムの開催(新規)25百万円(直接子育てに関わっていない大人等も含めて、国民一人一人が家庭教育支援の重要性について認識するなど、改めて、家庭教育への支援について、全国的に考え、行動する気運を高めるため、全国2地域での家庭教育に関するフォーラムを実施する。)フォーラムを全国2地域で開催。〈直轄事業〉として、(3)新家庭教育手帳の作成・配布(継続)309百万円(前年340百万)一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子

育てに取り組んでいく契機とするため、平成11年度から配布している家庭教育手帳及び家庭教育ノートについて、2分冊から3分冊にするとともに、思春期の子どもに関する内容等について充実を図るなど、子どもの発達段階に応じた内容で作成している新家庭教育手帳について、引き続き、中学生以下の子どもを持つ親へ配布する。)「家庭教育手帳」の作成部数は、「手帳①」(妊娠期～就学前までの子どもを持つ親向け):115万部、「手帳②」(小学校1～4年生の親向け):120万部、「手帳③」(小学校5、6年生及び中学生の親向け):124万部である。また、(4)家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究(継続)10百万円(前年11百万円)(家庭教育を活性化するための調査研究や、行政と企業や民間団体等との連携などによる家庭教育に関する特色ある事例を収集し、広く全国に周知を行うことによって、親の子育てを社会で支援する環境づくりを図るための調査研究を実施する。)

また、2004年度公民館関係概算要求額のうち子育て支援関係は、「子育て支援ネットワークの充実」子育てやしつけに悩みや不安、孤立感を感じる親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細やかなアドバイス等を行う「子育てサポーター」を配置し、地域における子育て支援ネットワークの充実をはかることに、449,978千円。「子育て学習の全国展開」個々の親の家庭教育を支援するために、思春期の子どもを持つ親のための子育て講座の充実を図るなど、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、新たに中・高校生が乳幼児とふれあう機会を含む子育てに関する理解講座を開設することに、711,533千円である。

次に、公民館での家庭教育・子育て支援関連の事業を見てみよう。第56回(2003年度)優良公民館被表彰館のなかで、家庭教育、子育て支援関連で表彰を受けた公民館は次のように全国に及んでいる。事業の内容は、ほとんど子ども対象か親子がセットで、ゲームや遊び、育児相談に対応する内容になっている。いくつか事例を挙げるならば、

岩手県東山町松川公民館 「家庭教育学級」では、保育園と連携し、保育園児とその父母や祖父母を対象に、川遊びや遊びコンサートなど親子の共同体験活動などを通して、家庭教育の重要性や父親の役割について考えるきっかけを作る。

山形県長井市公民館 「お茶の間交信事業」では、保育施設と連携し、情報誌の発行や講演会、保護者等を対象とした交流事業など「届ける学習・双方向の学習」を目的としたさまざまな活動を行っており、24年目を迎える本事業の卒業生の中から運営協力スタッフが誕生するまでになっている。

大分県大分市坂ノ市公民館 「育児・育自サークルたんぼぼ」事業では、遊び歌・土遊び・いも植えや親子クッキングなど、さまざまな体験活動を通して親子の絆を深めるとともに、子育ての悩みについて考えたり、社会性を身につけるための支援を行っている。

このほか、岩手県水沢市常盤公民館「家庭教育事業」、栃木県宇都宮市東生涯学習センター「3歳児と親のふれあいスクール」、山梨県武川村中央公民館「子育て支援ネットワークの充実」、

三重県名張市つつじが丘公民館『子育て講座「おじゃまる広場」』、京都府木津町公民館「保育の場の提供」、広島県呉市昭和公民館「プレマスクール（家庭教育振興事業）」、広島県福山市中央公民館「子育て支援ネットワーク事業」などが表彰されている。

しかし、これらを公民館で〈おとなが学ぶ〉という視点から考えるとどうということが考えられているのであろうか。これを、公民館において子育て支援、家庭教育支援事業を展開するための手引きとして作られた『ヌエック・ブックレット2 次世代育成と公民館ーこれからの家庭教育・子育て支援をすすめるためにー』<sup>(18)</sup>を手がかりに見てみよう。この基底にある女性観、学習観、子ども観を問わなければならないと思う。

本書では、家庭教育施策の必要性は、育児にあたる世代が、子どもに接する機会も少ないまま親になったり、基本的なノウハウも伝えられないなかで、「ストレス」を抱え虐待や少子化という状況を生んでいることに対して、社会全体が子育て世代を応援し、サポートすると言うスタンスからとらえられている。そして、その家庭教育支援は、「母子保健や厚生」の機関が行う育児支援と一線を画し、生涯学習の視点を持った支援が必要<sup>(19)</sup>であるという。

家庭教育支援のキーワードは、「相談」（いつでも、誰でも、気軽に集い相談できる場所の提供）、「啓発」（家庭教育・子育てに関する啓発と学習機会の提供）、「体験」（体験を通じた学びの場や主体的な学習の場の提供）であるという。そして、公民館だけでは地域のニーズにこたえられない場合や、参加者の受動的な姿勢の固定化を防ぐ意味で、「ネットワーク化」（家庭教育・子育て支援の人材の育成、親同士や支援者のネットワーク化支援、子育てサークルのコーディネート）が必要であるという。<sup>(20)</sup>さらに、子育てに関する学習を糸口として、関心分野をひろげたり、公民館運営審議委員会への参加や、子育てサークルで地域に働きかけることを「生涯学習への広がり」と例示して、「学習」の後は「行動」へという学習の社会還元立場から子育てサークルの活動やネットワークを水路付けしている。

本来、公民館は、社会教育法に定められた社会教育機関である。そこでの「学習」は知識や子育てのノウハウをえることが主眼ではない。地域や社会の形成主体として、母子関係においては、母も子も望ましい人間的な成長をえるために学びあうのである。そこで地域の人間関係を育てていくことは重要なことであるが、子育て支援施策の「担い手」になって地域に広めていくことが公民館の学びとはならないであろう。これまで各地の公民館、社会教育において社会を作る主体として女性が学ぶべきことは何か、そのときの学習のあり方はどうであらねばならないかが追求され続けてきた。しかし、そうした歴史や財産とかかわりなく、子どもを「ストレスの根源」のようにみる見方や「気軽にストレスを発散」というとらえかたが公民館における学習であっていいはずはない。これは、対象を「女性」「育児期の母親」ととらえることから生ずる歪みなのだろうか。<sup>(21)</sup>ここでは、当事者としての育児期の女性はどのような育児の力をつけることが必要なのかという問いもない。それはまったく明らかになっていない。それは、先の地域支援センター

と同じで放置されている。にもかかわらず、サークルづくりやそのネットワーク化が推進されたり、そうしたサークルのメンバーから公民館運営審議会委員になることや、後輩の母親のためのサポーターを務めることがすすめられている。さらには、先に見たように子育て支援団体やネットワークと行政との連携が提言され政策課題として移行されつつあるのである。

地域の子育て支援センターや公民館などの社会教育施設で母親を対象に行われている事業は、「母性神話」からの脱却の様相を呈しながら、貧しい女性観、学習観の中にまたもや埋め込まれる政策になってしまっている。育児期の女性たちがそこに安閑としているわけではなく、違和感や問題を感じていることだろう。そこをていねいに見つめながら、価値観を揺さぶり、真に女性と子どもにとって望ましい関係像、学習のあり方を追求していくことに向かいたい。

今日、政治体制の再編、エリート養成をめざしての憲法、教育基本法の「改正」が目指されている。そこには、人的資源論として子ども観が抜きがたく存在する。また、教育改革における家庭教育施策は、教育改革国民会議「教育を変える17の提案」、中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」などに見られるように、女性を「母」として国家に動員＝子産み、人材・労働力養成への動員＝しようとし、権力機構の末端に「家庭」「親」を位置づけようとしている。<sup>(22)</sup>

とりわけ、育児期の女性たちにとって、子どもは「ストレスの根源」、障害物、親の「付属物」という子ども観、「子育てはつらい、苦しい」をてこにした動員、総動員体制が準備されている。眼前にあるさまざまな課題への施策を講じていく上で、歴史的客観的状況認識や方向感覚、危機感を鋭敏に持って学習を考えていかなければならない。

### むすびに

従来、母性神話や3歳児神話によって、育児期の母親は、家庭、とりわけ育児にその身も心も縛られていた。一方、近年、少子化対策としての子育て支援は、「育児は母親だけの責任ではない」「気楽に」と子どもを女にとっての「ストレスの源」「障害物」視するまなざしに同化させながら、人間的な悩みの感情を拡散させ、気を紛らわせようとしている。しかも、それらは、国家権力のみならず、福祉、保育、ジェンダーなど様々な領域の研究者とサークル、NPOなどの民間団体など官民上げて、その意識作りに躍起になっている。

そのいずれもが女性と子どもを疎外し、母子の成長の大事な機会、人間的尊厳を奪っている。そうした状況に対して、育児期にある女性は、どのような存在として認識されなければならないのか。また、その尊厳の回復のために、社会教育や学習はどうあったらよいのか。これらを明らかにすることが緊急の課題である。この課題について、私たちは、公民館保育室に子どもを預けることを通して、母子関係、地域での人間関係、女性の生き方などを学び、母も子も仲間とともに育つ公民館学習、実践という財産を得ている。そのなかで、公民館保育室活動は、育児期の女

性にとって民主主義教育、人権教育の場であり、女性と子どもの人権を取り戻す学習の営みであること、自主的自発的、共同学習を基本とする学習観に立つことが不可欠であることなど、改めて確認しておくべき価値観、実践があるが、この点については稿を新たに組みたい。

#### 注

- (1) 「子育て支援の正当性と必要性」『子育て支援策の論点』清家篤・岩村正彦編、2002年、社会経済生産性本部生産性労働情報センター、p33
- (2) 「エンゼル・プランとこれからの児童福祉の方向」『「子どもの権利条約」時代の児童福祉① 子どもの世界と福祉』1996年、竹中哲夫、垣内国光、増山均編著、ミネルヴァ書房
- (3) 浅井春夫「少子化対策関連法にみる子育て支援—新たな動向と問題点」『月刊社会教育』No.581、2004年3月、国土社
- (4) 「児童福祉法案国会提案関係政府資料 予想答弁資料 昭和二十二年七月三十日」では、保育所を、親の就労によって子どもの生活環境が向上すること、子どもの成長発達、親の経済、文化、政治、社会活動への参加を可能にするためのものととらえている。
- (5) 柴田拓己「次世代育成支援対策推進法」『ジュリスト』No.1252、2003.9.15、p80
- (6) 同前、p84
- (7) 吉村芳策「少子化社会対策基本法」『ジュリスト』No.1252、2003.9.15、p75
- (8) 前掲・浅井春夫「少子化対策関連法にみる子育て支援—新たな動向と問題点」p13
- (9) この問題については、拙著「戦時期の母と子の関係—家庭教育施策・家庭教育論の検討を通して—」『文化とファシズム』赤澤史朗・北河賢三編、日本経済評論社、1993年で検討した。
- (10) 『子育て広場 武蔵野市立0123吉祥寺 地域子育て支援への挑戦』柏木恵子・森下久美子編著、1997年、ミネルヴァ書房、p39
- (11) 『母性の研究』1988年、川島書店、『母性愛神話の畏』2000年、日本評論社、『母性愛神話とのたたかい』2002年、草土文化など多数出版されている。
- (12) 『子育てと出会うとき』NHK ブックス、1999年、pp117-118
- (13) 岩波ブックレット、2001年
- (14) 同前 p p46-47
- (15) 同前 p 49
- (16) 同前
- (17) 同前 p 56
- (18) 2004年、独立行政法人国立女性教育会館編
- (19) 同前p16
- (20) 同前pp14-15
- (21) 主体のとらえ方と学習観、学習の内容や方法との関連性の問題については、次の拙著で考察した。「女性問題学習の内容と方法—『主婦とおんな』を手がかりとして」『現代家族と社会教育—日本の社会教育第32集』1988年、東洋館出版社、「社会教育における女性問題学習」『ジェンダーと社会教育—日本の社会教育第45集』2001年、東洋館出版社
- (22) 拙著「現代の教育改革における家庭教育施策の問題性—女性と家庭の位置づけを通して—」『フィロソフィア』第八十九号、2001年

本稿は、早稲田大学2004年度特定課題研究助成費（特別助成 b）「特定課題番号2004B-107」を受けた研究の一部をまとめたものである。